

## 地域公共交通体系の再構築に関する決議

本町の地域公共交通は、平成21年10月に、公共施設を循環する目的で運行開始されたが、部分開業と一部路線見直しの繰り返しとなり、町全体を俯瞰した公共交通網整備の実現に至っておらず、また、公共施設を循環する交通体系のままであることから、目的地までの所要時間が掛かり過ぎる、博多南駅までのアクセスが悪い等の課題がある。

公共交通体系のあり方は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定されなければならない。

この法律は、急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により、地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現等の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画が求められているものである。

交通政策基本法の基本理念とは、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とするものである。

その第二条には「交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない」と示されている。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、平成26年に改正され『交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくりとの連携を明確にするとともに、活力に満ちた地域社会の実現に向けて面的な公共交通ネットワークを再構築する』ことが求められるようになり、特に重点化しているのは『まちづくり

と連携した交通施策』であり、併せて、計画の名称は、これまでの「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」へ変更された。

そのため、那珂川町地域公共交通網形成計画は、まちづくりとの連携を明らかにするため「第5次那珂川町総合計画」と「那珂川町都市計画マスタープラン」を上位計画とし、これまで以上に町が目指す都市像にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにした「地域公共交通のマスタープラン」として位置づけるものとなっている。

本町の地域公共交通網形成計画には、『「地域にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにする「地域公共交通のマスタープラン（基本計画）」としての役割を果たすもので、この計画に基づく取り組みにより、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。』とある。

よって、これらの趣旨に鑑み、公共交通を必要としている高齢者を中心とする町内移動者や通勤・通学者のニーズをふまえ、必要な地域に必要な公共交通機関を導入することで、町域における主幹線の利便性の向上及び交通空白地域の解消を目指すため、下記のことを要望する。

## 記

1. 公共施設循環型から住民ニーズに即した運行形態へ見直すこと
2. 高齢者をはじめとする交通弱者の公共交通手段の確保を図ること
3. 通勤・通学者の利便性向上を図ること
4. 中・南部地域と北部地域、また、主幹線から離れた地域と主要交通拠点が連携する交通ネットワークを構築すること
5. 交通空白地域の解消を図るため、移動性の高い小型車両を積極的に導入すること

以上、決議します。

平成29年3月2日

那珂川町議会